

令和8年度 川崎市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度川崎市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数、年間患者数及び1日平均患者数

ア 病床数(許可)	川崎病院	井田病院	多摩病院
一般病床	1,382床	663床	343床
精神病床	38床	38床	—
感染症病床	12床	12床	—
結核病床	40床	—	40床
合 計	1,472床	713床	383床
イ 年間患者数			
入 院	404,385人	182,598人	104,607人
外 来	638,402人	290,400人	124,730人
ウ 1日平均患者数			
入 院	1,108人	500人	287人
外 来	2,545人	1,200人	515人

(2) 主要な建設改良事業

ア 病院施設整備事業	672,743千円
イ 施設改良工事	2,647,951千円
ウ 医療器械整備事業	1,219,673千円
エ 資産購入費	390,896千円
オ 無形固定資産購入費	260,789千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 病院事業収益	43,429,906 千円
第 1 項 医業収益	35,725,377 千円
第 2 項 医業外収益	7,220,354 千円
第 3 項 特別利益	484,175 千円

支 出

第 1 款 病院事業費用	46,169,161 千円
第 1 項 医業費用	45,006,643 千円
第 2 項 医業外費用	934,173 千円
第 3 項 特別損失	218,345 千円
第 4 項 予備費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,898,042千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 23,877千円並びに過年度分及び当年度分損益勘定留保資金 995,115千円で補填し、なお不足する額 1,879,050千円は一時借入金で措置するものとする。）。

収 入

第 1 款 病院事業資本的収入	7,206,516 千円
第 1 項 企業債	4,916,400 千円
第 2 項 固定資産売却代金	2 千円
第 3 項 補助金	3 千円
第 4 項 寄附金	2 千円
第 5 項 負担金	2,290,109 千円

支 出

第 1 款 病院事業資本的支出	10,104,558 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	5,192,052 千円
第 2 項 企 業 債 償 還 金	4,912,506 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
令和8年度 医療器械保守業務経費	令和8年度から 令和17年度まで	252,405 千円
川崎病院 医事業務経費（追加分）	令和9年度から 令和11年度まで	83,735 千円
令和8年度 川崎病院医療用スマートフォン 通信サービス提供業務経費	令和9年度から 令和12年度まで	49,557 千円
川崎病院 医療機能再編整備2期事業経費	令和8年度から 令和10年度まで	1,502,371 千円
川崎病院 7階機械室空調機改修整備経費	令和9年度	647,758 千円
川崎病院 病棟陰圧室改修整備経費	令和9年度	100,650 千円
川崎病院 C棟外壁塗装改修工事経費	令和9年度	121,820 千円
川崎病院 蒸気配管改修その他その他工事経費	令和9年度	220,868 千円

(企 業 債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
1 病 院 事 業	千円 4,916,400	政府資金、銀行その他から普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進捗又は財政その他の都合により、全部又は一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年 6.0 % 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から30か年以内(据置期間を含む。)に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮又は本議決の範囲内で借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、15,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 21,527,621 千円
(2) 交 際 費 2,104 千円

(他会計からの補助金)

第10条 物価高騰対策のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、16,440千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、9,515,957千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第12条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

種類	名稱	数量
1 取得する資産	器械備品 人工心肺装置	1式
	全身用X線CT診断装置	1式
	多目的デジタルX線透視装置	1式
無形固定資産	財務会計システム	1式

令和 8 年 2 月 12 日提出

川崎市長 福田 紀彦